

大崎地方合併協議会

第1回地域自治組織（大崎市流）検討小委員会

期日：平成16年 5月15日（土）

場所：古川合同庁舎 1階 大会議室

次 第

1. 開 会
2. あいさつ
3. 委員紹介
4. 委員長及び副委員長の選出について P 1
5. 協議事項
 - (1) 小委員会設置要綱（案）について P 4
 - (2) 小委員会スケジュール（案）について P 5
 - (3) 地域自治組織（大崎市流）について
 - 1) 地方分権・市町村合併をめぐる動き P 6
 - 2) 大崎地方（1市6町）における自治組織の現状について 別紙 1
 - 3) これまでの大崎地方合併協議会の協議経過 P 10
 - 4) 国会提出法案の概要 別紙 2
 - 5) 地域自治組織（大崎市流）検討の視点 P 15
 - (4) その他
6. その他
 - (1) 次回開催日程について
日 時 平成16年 月 日（ ） 午前・午後 時
場 所
 - (2) その他
7. 閉会あいさつ
8. 閉 会

4. 委員長及び副委員長の選出について

職名	氏名	所属市町	備考
委員長			
副委員長			
副委員長			

〔別紙〕

地域自治組織（大崎市流）検討小委員会名簿

委員区別	役職名	氏名
協議会第1号委員	松山町長	狩野 猛夫
	三本木町長	佐藤 武一郎
	鹿島台町長	鹿野 文永
	岩出山町長	佐藤 仁一
	鳴子町長	高橋 勇次郎
	田尻町長	堀江 敏正

委員区別	役職名	氏名
協議会第2号委員	古川市議会議長	佐藤 清隆
	松山町議会議長	氷室 勝好
	三本木町議会議長	佐々木 吉一
	鹿島台町議会議長	門間 忠
	岩出山町議会議長	遠藤 悟
	鳴子町議会議長	中鉢 昇
	田尻町議会議長	三神 祐司
	古川市議会議員	佐藤 勝
	松山町議会議員	小笠原 康次
	三本木町議会議員	三浦 幸治
	鹿島台町議会議員	畑中 理一郎
	岩出山町議会議員	佐藤 智
	鳴子町議会議員	大場 常男
	田尻町議会議員	嶋田 穎夫

委員区別	役職名	氏名
協議会第3号委員	古川市住民代表	米城夏江
	古川市住民代表	石村明美
	松山町住民代表	小原文夫
	松山町住民代表	松本美佐子
	三本木町住民代表	伊東茂
	三本木町住民代表	栗原和子
	鹿島台町住民代表	武藤利孝
	鹿島台町住民代表	小林令子
	岩出山町住民代表	氏家登志子
	岩出山町住民代表	中鉢恵美
	鳴子町住民代表	吉田惇一
	鳴子町住民代表	八鍬利恵
	田尻町住民代表	及川睦男
	田尻町住民代表	石澤京子
	宮城県古川地方振興 事務所長	千葉修生
	宮城県総務部副参事兼 市町村課課長補佐	菅原久吉

委員区別	役職名	氏名
関係市町関係職員	古川市助役	橋本正敏

大崎地方合併協議会小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大崎地方合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第2項の規定に基づき、大崎地方合併協議会（以下「協議会」という。）の小委員会（以下「小委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、協議会から付託された専門分野における事項について、調査及び審議等を行う。

(組織)

第3条 小委員会は、前条に規定する所掌事務を分野ごとに行うため、必要に応じて、会長が指名する委員、学識経験者及び関係市町職員等で組織する。

(役員)

第4条 小委員会には、小委員会ごとに委員長及び副委員長を置くものとする。

2 委員長及び副委員長は、小委員会の委員の互選により選出するものとする。

(役員の職務)

第5条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

(会議)

第6条 小委員会の会議は、会長の要請により、又は委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

2 会議運営及び傍聴等については、原則として、協議会の会議の例によるものとする。

(有識者等の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて小委員会委員以外の有識者等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(報告)

第8条 委員長は、協議会から付託された事項の調査及び審議結果について、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 小委員会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月7日から施行する。

5．協議事項

(1) 地域自治組織(大崎市流)検討小委員会設置要綱(案)について

1．設置

合併後の新市において設置する地域自治組織について検討するため、大崎地方合併協議会規約第11条及び大崎地方合併協議会小委員会規程(以下「規程」という。)に基づき、地域自治組織(大崎市流)検討小委員会(以下「小委員会」という。)を設置する。

2．組織

(1) 小委員会の委員は、規程第3条により、大崎地方合併協議会(以下「協議会」という。)の委員及び関係市町職員から会長が指名する。

(2) 小委員会の委員は、37名とし、別紙名簿のとおりとする。

3．検討内容

小委員会での検討内容は、以下に掲げる事項とする。

(1) 新市の地域自治組織に関すること。

(2) その他、地域自治組織の検討について必要な事項に関すること。

4．検討期間

平成16年5月15日から平成16年12月27日までの間、月1回程度の開催とする。

5．報告

委員長は、規程第8条に基づき、協議の結果を報告書にまとめ、直近の協議会に報告する。

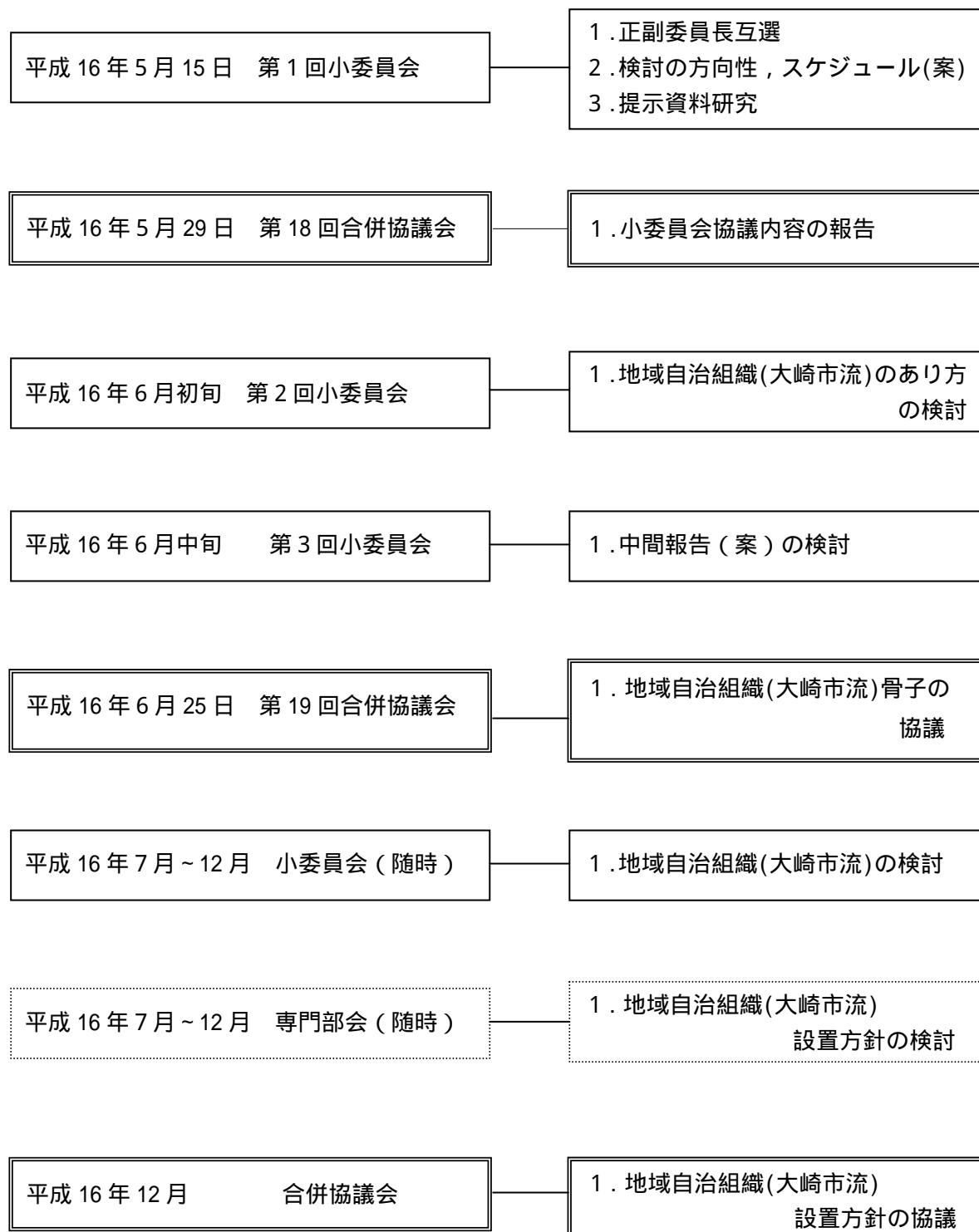
附 則

この要綱は、平成16年5月15日から施行する。

(2) 地域自治組織(大崎市流)検討小委員会スケジュール(案)について

検討すべき事項

1. 新市の地域自治組織に関すること。
2. その他必要な事項の調査研究



(3) 地域自治組織(大崎市流)について

1) 地方分権・市町村合併をめぐる動き

平成11年7月

地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(地方分権一括法)成立。

- ・ 機関委任事務制度の廃止等により, 国と地方の役割分担の明確化。

平成13年6月

地方分権推進委員会が最終報告書を内閣総理大臣へ提出

- ・ 従来の中央省庁主導の縦割り, 画一行政システムを住民主導の個性的で総合的な行政システムに切り替えること(「画一から多様へ」)
- ・ 基礎的自治体である市町村のみならず都道府県のあり方の見直し(地方自治制度の見直し)

平成13年11月

第27次地方制度調査会発足。

- ・ 社会経済情勢の変化に対応した地方行財政制度の構造改革について、地方自治の一層の推進を図る観点から、下記の調査審議を求める。

審議事項

第1 基礎的自治体のあり方について

1. 基礎的自治体一般論について
2. 小規模市町村について
3. 小規模市町村の区域における事務処理について
4. 基礎的自治体内の地域組織等について

第2 大都市のあり方について

第3 都道府県のあり方について

第4 地方税財政のあり方について

第5 その他の課題について

} 詳細略

地方制度審議会とは

地方のあり方を審議する審議会で, 法律に基づいて設置される。昭和28年に第一次調査が行われ, 半世紀にわたり地方の様々な制度に提言を行ってきた。第27次地方制度調査会は, 民間16名, 国会議員6名, 知事や首長などの代表者6名の計28名で構成された。

平成14年11月

第27次地方制度調査会第10回専門小委員会で「今後の基礎的自治体のあり方について」(私案)(西尾委員提出)

西尾私案の概要

1 これまでの地方分権と市町村合併

地方分権改革の議論の中では, 都道府県と市町村の二層制には手を着けずに, 国からの権限移譲等を進めるに当たっては, 当面, 都道府県に重点を置き, その上で市町村への移譲を進めるという考えであった。

しかし, 具体的な地方分権を進めていく中で, これを実現するためには, 規模・能力を備えた基礎的自治体の体制整備が必要であると言われるようになり, 合併特例法が強化されることとなった。

2 地方分権時代の基礎的自治体に求められるもの

(1) 充実した自治体経営基盤

- ・「自己決定・自己責任」という地方分権の理想を現実のものとして実行できる基礎的自治体が求められている。
- ・基礎的自治体は、地域の総合的な行政主体として、福祉や教育、まちづくりなど住民に身近な事務を自立的に担っていくことができるようにする必要がある。
- ・基礎的自治体が極力都道府県に依存せず、住民サービスを自己財源により充実させていくためには、基礎的自治体の規模はさらに大きくなることが望ましい。

(2) 基礎的自治体における住民自治

一般的に基礎的自治体の規模が拡大することを踏まえて、基礎的自治体内部に住民自治を確保する方策として内部団体(法人格については要検討)としての性格を持つ自治組織を設置することができる途を開く必要がある。

3 今後の目指すべき基礎的自治体の具体的イメージ

- ・今後の基礎的自治体のあるべき姿として、例えば、現在の市が処理している事務を処理できる程度のものであるかどうか。
- ・人口についても市並みの事務を処理し権限を行使することを目指し人口 未満の団体を解消することを目指す目標とすべきではないか。なお、人口要件の他に考慮すべき要素があるかどうかについては、検討する必要があるのではないかと。

4 合併特例法期限後の基礎的自治体の再編のあり方

(1) さらに合併の強力な推進

- ・現行の合併特例法の失効後は同法と異なる発想の下に、一定期間さらに強力に合併を推進することとする。
- ・具体的には、合併によって解消すべき市町村の人口規模(例えば人口 人)を法律上明示し、都道府県や国が当該人口規模未満の市町村の解消を目指して財政支援によらず合併を推進する方策をとるものとする。

(2) 一定期間経過後のあり方

一定期間後、それでも合併に至らなかった一定の人口規模未満の団体については、次のいずれかにより対応するか、もしくは両方により対応する案などを検討する必要があるのではないかと。

ア 事務配分特例方式

これまでの「町村制度」とは異なる特例的制度を創設するもので、法令によらない自治事務や法令上義務づけられた事務は、窓口事務などその一部のみを行い、その他の事務は都道府県に処理を義務づけるものとする。これは、人口 未満の団体が「申請により」上記のような団体に移行できるとしているもので、人口 未満のうち人口 未満の自治体は、合併するか「特例的団体」になるか一定の時期までに選択をしなければならないとするもの。

イ 内部団体移行方式(包括的団体移行方式)

例えば人口××未満の団体を他の基礎的自治体に編入するもので、編入先の選択は当該の市町村の意見を聴いて、都道府県知事が議会の議決を経て決定するというもの。

平成15年4月

今後の地方自治制度のあり方についての中間報告

中間報告・基礎的自治体に関する部分の概要

1 地方分権時代の基礎的自治体の構築

地域において自己決定と自己責任の原則が実現されるという観点から、住民自治が重視されなければならない。

2 合併特例法期限到来後における合併推進の手法

自主的な合併についての目標を明確にするため、法律上人口規模の要件（人口規模以外の要件が必要かどうか要検討）を示すべきであるという意見がある一方、法律上人口規模を示すことについては慎重な意見も存在する。

3 基礎的自治体における住民自治充実のための新しい仕組み

基礎的自治体の事務のうち地域共同的な事務を処理する地域自治組織を設けることができる制度を創設する。

(1) 地域自治組織の制度化

地域自治組織については、合併の有無に関わらず、基礎的自治体における一般制度としても、必要な地域（例：小・中学校区等）に任意に設置できる制度の検討。

(2) 地域自治組織のタイプ（下記の ， を選択できるものとする）

行政区的なタイプ， 特別地方公共団体とするタイプ

区 分	行政区的なタイプ(法人格有しない)	特別地方公共団体タイプ(法人格有する)
事 務	基礎的自治体の組織の一部として事務を分掌する。	基礎的自治体の事務で法令により処理が義務付けられていないもののうち、地域自治組織の区域に係る地域共同的な事務を処理する。 地域自治組織が基礎的自治体の補助機関の地位を兼ね、法令により義務付けられている事務を処理することも検討する。
機 関 (財源)	地域自治組織の機関 地域自治組織の長と諮問機関（附属機関）としての地域審議会とする。 ・地域自治組織の長 地域自治組織の長は、基礎的自治体の長が選任する。この場合に、地域審議会の意見を聴くことや、基礎的自治体の議会の同意を得ることも検討する必要がある。 ・地域審議会の委員 公選又は住民総会による選出を可能とすることも検討する。 事務局 地域自治組織には、事務局を置くことができる。	地域自治組織の機関 地域自治組織の執行機関は議決機関の互選又は基礎的自治体の長による選任等とすることを中心に検討する。 議決機関の構成員は、公選(住民総会による選出を可能とすることも検討)。 事務局 地域自治組織には事務局を置くことができる。その職員は基礎的自治体からの職員の派遣又は兼務を原則とし、必要な場合には、臨時の職員を採用できることとする。 財源 地域自治組織の財源は、基礎的自治体からの移転財源によることを原則とする。 課税権と地方債の発行権は認めない。 なお、地域自治組織が財源見合いの事務以外の事務を実施することを認める場合には、住民から何らかの負担(会費的なもの)を求めることも検討する必要がある。
その他	設置は現行法で対応可能。	設置には法改正が必要。 設置に当たって、都道府県知事の許可を必要とするなど、都道府県知事の関与について検討する。

平成15年11月

第27次地方制度調査会答申

基礎自治体に関する概要

1 地方分権時代の基礎自治体の構築

地域において自己決定と自己責任の原則が実現されるという観点から、団体自治ばかりでなく、住民自治が重視されなければならない。

2 合併特例法期限到来後における合併推進の手法

必要に応じて都道府県が構想を策定するに当たっての小規模な市町村としては、おおむね人口1万人未満を目安とするが、地理的条件や人口密度、経済事情のほか、現行合併特例法の下で合併を行った経緯についても考慮することが必要である。

3 基礎自治体における住民自治充実や行政と住民との協働推進のための新しい仕組み

基礎自治体は、その事務を適切かつ効率的に処理するとともに、住民に身近なところで住民に身近な事務を住民の意思を踏まえつつ効率的に処理するという観点が必要である。

地域自治組織の制度化

	行政区的なタイプ（一般制度）	特別地方公共団体とするタイプ
設置	市町村（基礎自治体）内の一定の区域を単位として設置。	合併後の一定期間、合併前の旧市町村単位で設置。＜合併協議により規約を定め、県知事の関与（設置の認可など）＞
組織の性格	法人格なし：市町村（基礎自治体）の一部	法人格あり：市町村（基礎自治体）の補助機関
機関	地域協議会の設置（構成員は区域内に住所あり、基礎自治体の長が選任。原則、無報酬） 【役割】・地域の多様な意見調整、協働活動の要。 ・地域自治組織の区域に係る基礎自治体の事務に関し、基礎自治体の長、その他の機関、地域自治組織の長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項について、それらの機関に建議することができる。 長の配置 【役割】・地域自治組織を代表し、地域の実情に応じたきめ細かな事業・施策を実施する。 【選任】・市町村（基礎自治体）の長が選任 事務所の設置 【役割】・支所、出張所的な機能と地域協議会の庶務を処理する機能を担わせる。	
地域協議会構成員	市町村長が自治会、町内会、PTA、各種団体等地域の多様な団体からの推薦や公募	合併協議会で選出方法を定める（公選法によらない選挙、公募等を想定）
事務の考え方	基礎自治体組織の一部として事務を分掌。	・法令により処理が義務付けられていない基礎自治体の事務のうち、その地域自治組織の区域に係る地域共同的な事務であって規約で定めるものを自らの事務として処理する。 ・法令により基礎自治体が処理することが義務づけられている事務を地域自治組織においても処理することができる。
その他（財源等）	財源について所要の措置を講じることの検討。	・地域自治組織の予算等を決定する。 ・地域自治組織の事務局職員は、基礎自治体からの派遣又は兼務を原則とする。（臨時職員の採用可） ・基礎自治体からの移転財源。（課税権と地方権の発行権限は有しない）

3) これまでの大崎地方合併協議会の協議経過

写

協議第18号(継続協議)

地域審議会の設置について

地域審議会の設置については、次のとおり提案する。

平成15年 9月12日 提出

大崎地方合併協議会
会長 佐々木 謙 次

協定項目10	地域審議会の設置
<p>市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年3月29日法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会は設置しない。</p> <p>ただし、その期待される役割を兼ねる地域自治組織を設置することで、合併時までには検討する。</p>	

平成15年 9月12日 提案

平成15年 9月12日 承認(小委員会付託について)

平成16年 3月13日 再提案

平成16年 3月13日 承認

< 新市建設計画から関係部分の抜粋 >

5 - 2 主要施策の内容

(1) 市民が主役，協働のまちづくり（市民参画・行政改革）

市民が主体的にまちづくりを実践し，自立した地域運営を展開していくため，まちづくりに参画できる仕組みや，真に市民のニーズに合った円滑で効率的な行政経営を実践し，市民一人ひとりが新しいまちづくりの主役として，市民と行政が一体となり共に行動できる協働¹のまちを目指します。

個性を磨く地域自治組織(大崎市流)の創造

地域の輝く個性が継続・拡充され，新市でそれぞれが調和し合うことによって大きな輝きを放つよう，これまで培われてきた地域ごとの自治活動をいかしながら，住民が主役となる地域自治組織を創造します。

地域自治組織は，住民自治活動の根幹である自治会等を基礎とし，地域の身近な公共的課題を担うことができるよう，小・中学校区単位や旧市町単位等，地域の実情に応じた一定区域に設置し，総合支所等と連携する協働体制の構築を目指します。また，地域間の公平性や均衡ある発展を担うため，新市建設計画の進行状況や，各種計画策定における提案等，住民意見の反映に努めます。

新市においては，地域を支える人材の育成や各種団体間の連携・交流の活性化等，地域において自主的な活動に取組む個人・団体の支援についても充実を図ります。

施策	主要事業の概要		実施期間	
			前期	後期
個性を磨く地域自治組織（大崎市流）の創造				
地域自治組織等の検討				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・協働による地域自治組織の体制づくり ・地域自治組織の運営や活動の支援策の検討 ・地域自治組織間の連絡協議会等の設置検討 ・条例等の整備 			
人材育成と団体（組織）の活動支援				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・地域人材バンクの設置運営の検討 ・地域リーダーの育成 ・コミュニティ活動の支援 （各種活動，イベントへの助成，情報提供の充実） 			

地域自治組織のあり方について，第12回小委員会で発表された各市町の意見の概要

<p>古川市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後制度化する地域自治組織は必要ないとする。 ・合併後の自治体の一体性を確保することが重要である。 ・合併するとエリアが広がるので，住民自治のための仕組みづくりは必要であり，制度化は別として，各地域の住民自治組織の充実・強化を図る必要はある。 ・住民が求める自治組織は，法律を定める事によって住民自治が存在するのではなく，各地域でこれまで培ってきたものを守り育てながら，地域の特色を失うことなく，より充実させ，地域住民の意向を反映させたいということである。 ・区域については，濃密な自治活動ができる小学校区単位が適正である。 ・地域審議会の機能・役割は必要と考えるが，法律による地域審議会は，住民自治の観点が欠落していること，機能が限定されていること，区域についても旧市町村単位という決まりがあることなどや，旧市町村単位の支所は総合支所であり，議員数においても，周辺地域への配慮がなされていることから，合併特例法に基づく地域審議会を設置せず，その役割は地域自治組織に持たせることが望ましい。 ・自立した地方政府という観点からは，市町村の憲法といわれる住民自治基本条例を，住民参加の基に制定し，地域の歴史や特性を活かせる大崎独自の自治組織の設置を目指すべきである。
<p>松山町</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自治組織については，十分な検証をしながら慎重に検討すべきであり，現在講演会を開催するなどの研修を重ねており，今後それらを基に意見の集約をしたいと考えている。本日は結論を申し上げないことをご了解頂きたい。
<p>三本木町</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自治組織は，1市6町の歴史や文化を取り入れながら，現在ある各行政区単位の上位に設置し，緩やかな自治組織を構築すべきである。 ・法律に縛られることのない大崎独自の自治組織を構築すべきである。 ・緩やかに，そして今までの町内会や連合会を組織化したようなもので，地域事業等に取り組む形が望ましい。
<p>鹿島台町</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大崎流とはいえ，法の範囲で進めていく事をわきまえていきたい。 ・行政区，PTAなど従来の既存組織を活かした組織が望ましい。 ・法で謳う一定区域は，合併前の旧市町村が最も適正と考える。 ・法案では，法人格を有する合併特例区の設置期間は5年となることから，恒常的なまちづくり機構の必要性から地域自治区タイプを選択すべきである。 ・地域自治組織の長に事務吏員を充てることは，住民自治理念に馴染まないと考えられるため，旧市町村単位で一つの自治区を設置する場合の長については，特別職（常勤）が望ましい。 ・鹿島台の全区域を網羅する（仮称）まちづくり協議会（サブタイトルとして「南の玄関にぎわいのまちづくり協議会」など）を設置したい。この協議会には，既存の行政区・PTA・婦人会・長寿会・商工会・消防団などが考えられるが，新たな組織として水害対策組織・各種NPOなどが加わることも考えられる。 ・まちづくり協議会には，各団体・組織の特性を行政区の守備範囲・種別ごとに体系化した専門部会を構成する。「瑞／華／翠21プランいきいき安心かしまだい」をベースに仮称すると，防災・安全領域は瑞の分野，賑わい触れ合い領域は「互市」なども含め華の分野，いきいき安心領域は翠の分野などと考えられるが，分野については，基礎自治体の全ての分野に踏み込みではなく，一部の見合ったものを，ボランティアやNPOを巻き込みながら構築するという意識である。 ・自由に緩やかにという考え方は概ね同じであるが，法制度の下で検討を進めるという事では，踏み込んだところがある。

<p>岩出山町</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・タイトルを「新市の一体的なまちづくりと地域個性づくりの共働」とし、一体的な新市づくりと地域個性づくりを共働化していく住民組織を構築していこうという事で、4本の柱を立てた。1つは、住民の不安と期待に、行政側からアプローチするものと、住民側からアプローチするものを一体化させる事で、新市づくりに全市民が等距離で参加できる体制を求めていくこと。2つ目は、一体的な新市づくりと地域個性の共働化を目指していくこと。3つ目は、新市としてのデモクラシーの幕開け的な視点を持つという事で、住民主体的な発想を出していくこと。4つ目は、新市の規模・人口・地理的条件を踏まえた形にすることである。また、まちづくり条例・まちづくり宣言は新自治体憲章的な形の中で、新市の住民自治の方向性をしっかり謳うべきである。 ・基本的には新自治体憲章の視点で、まちづくり協議会を旧市町単位に設置し、地域審議会の機能も兼ねる事ができる自治組織を設置すべきである。 ・機能は、市長の諮問に応じて審議すること。新市に必要なと認める事項等について意見・提言をすること。地域総合計画を審議すること。住民協働活動の実践、地域組織の自主自立の育成・支援。新市の一体的事業計画の推進。などが考えられる。 ・まちづくり協議会の長は住民代表が望ましい。 ・広域が大きくなる中で、全市民が等距離で参加できる体制となると、小学校区単位の地域づくり協議会等を設置し、住民と行政のパートナーシップを持ち、住民主体の中で活動をするような、住民主体の新市づくりの形を取りたいというのが岩出山町の考えである。 ・専門的住民自治組織としてNPO・TMO・PPPという活動を提示しているが、市町村の合併と併せて、経済団体や諸制度の変化がこの機関に見られるであろうという観点から、もう一つ専門的な住民組織を長期的な視点で育成し、これらと協働していく地域自治組織でなければ、新自治体憲章の謳う住民主体のまちづくりにならないだろうと考える。
<p>鳴子町</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域審議会の機能を有し、尚且つ、住民自治の機能を拡大した地域自治組織の設置が望ましい。 ・地域自治組織は、首長や議会の権限にまで踏み込む事がない機能とし、また、地域自治組織の考えと議会の考えが別方向とならないよう配慮する必要がある。 ・地域自治組織のタイプは法人格を有しない一般タイプとし、地域自治組織内の基礎組織となる仮称地域づくり協議会は、小学校区単位で設置すべきである。 ・地域自治組織の長を事務吏員にするという事は、首長の諮問に事務吏員が答申する事になるという点からも、不自然になるので、地域自治組織の長は住民代表であることが望ましいと考える。
<p>田尻町</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブの活動、マタニティサロン、親子一緒の講習会、文化活動・市民活動等、これらの活動や住民自治を損ねることなく、地域活動を十分に尊重した形が必要である。それが官民一体となった協働のまちづくりを進め、更には自主運営ができる形にもなると考える。 ・最終的には、団体自治とは完全に切り離れた形にしなければならないが、団体自治は予算を効果的・効率的に透明度の高い形で進める事であり、一方の住民自治はそれなりの時間が掛かっても、地域活動が十分に行える体制を取ることが地方分権の姿であると考えます。 ・地方分権社会といっても、本庁に全ての権限を集中させて、住民の意見が通らない中央政府のような形ではなく、地域自治組織の中に地域審議会の機能を持たせるなど、市民が地方政府を十分コントロールできるような形であるべきと考える。

主な意見（論点）

1. 地域自治組織は法人格を有しない一般タイプ（地域自治区）とする意見。
（法人格を有する合併特例区については、設置期間が5年と限られていることから、恒常的なまちづくり機構の必要性があるという観点。）
2. 地域自治組織の設置区域については、旧市町単位又は小学校区単位とする2つの意見。
（地域審議会の機能も兼ねるという観点から、旧市町単位という意見。または、濃密な自治活動が行えるという観点から小学校区単位という意見。）
4. 地域自治組織の下に（仮称）「地域づくり協議会」を小学校区単位で設置するという意見。
（全市民が等距離でまちづくりに参加できる体制づくりという観点。）
5. 地域自治組織に専門部会を設置するという意見。
（各団体・組織の特性を体系化するという観点。）
6. 地域自治組織の長は、特別職（常勤）や住民代表とする意見。
（首長の諮問に事務吏員が答申するのでは不自然とする観点。）
7. 緩やかな自治組織を構築するという意見。
（時間が掛かっても、地域活動が十分に行える体制をとることが地方分権の姿であるとする観点。）
8. 住民自治基本条例や新自治体憲章を制定するという意見。
（住民参加の基に制定し、地域の歴史や特性を活かせる大崎独自の組織と新市の住民自治の方向性を謳うべきとする観点。）

5) 地域自治組織(大崎市流)検討の視点

1. 論点の整理

(1) 現状の把握

- ・これまでの自治的組織
- ・まちづくり組織
- ・その他NPO等

(2) 役割

- ・地域審議会的機能
- ・具体的な業務内容

組織の立ち上げ 組織の充実 組織の自立 組織の発展

(3) 仕組み

< 地域自治区・合併特例区又は大崎市独自の検討 >

- ・設置形態(法人格の有無)
- ・設置範囲
- ・長の身分

< 地域協議会・合併特例区協議会又は大崎市独自の検討 >

- ・構成員の数及び任期
- ・構成員の報酬
- ・協議会等の権限及び運営

2. 本小委員会としてのまとめ

地域自治組織(大崎市流)の設置方針の策定

地域自治組織（大崎市流）設置区分の選定
【小委員会として考察する，合併した場合の自治組織のあり方】

その他

地域自治区（法人格なし）

【適用法】

・改正地方自治法，改正合併特例法，合併新法

【設置の考え方，設置期間】

・住民自治の強化のため，市町村内の一定の区域を単位とし，設置することができる。

・自治法...永久。

・特例...一定期間

（新市建設計画期間程度？）

【機関等】

地域協議会

・会長，副会長及び構成員の任期4年以内

・市町村長等の諮問する地域自治区に関する事務及び地域自治区事務について審議し，意見を述べる。

事務所

・事務所を置くものとし，市町村の事務を分掌する。

・事務所長は事務吏員とする。

・支所等機能あり。

合併に際して区長を置くことができる。設置する場合は，特別職の区長（任期2年以内，助役との兼務は不可）とする。

住所の表示にはその名称を冠する。

合併特例区（法人格あり）

【適用法】

・改正合併特例法，合併新法

【設置の考え方，設置期間】

・合併後の一定期間（5年以下），旧市町村の区域を単位として，特別地方公共団体として設置することができる。知事の認可が必要。

【機関等】

合併特例区協議会

・会長，副会長及び構成員の任期2年以内

・市町村長，特例区の長等の諮問及び必要事に対する審議

・規約で定める重要事項に対する意見

・合併特例区予算に対する同意

・課税権，地方債の発行 不可

・合併市町村からの移転財源

執行機関

・区の長...特別職，任期2年以内，助役・支所等の長との兼務可。

・合併特例区の予算作成 協議会の同意
市長の承認

・事務処理...地域処理が効果的又は必要な事務（例）公の施設管理，地域振興イベント等

・支所等機能なし

地域自治区の検討

合併特例区の検討

支所等の在り方

2) 大崎地方(1市6町)における自治組織の現状について

1市6町の現状と地域自治組織的組織の概要

古川市における地域自治組織の現状

古川市の自治組織

地区振興協議会

地区公民館が設置されている，小学校区の単位ごとに9団体と中央公民館管轄に1団体の10団体が組織されている。

昭和38年当時，地区公民館の運営を円滑に行うため，行政主導で設置。現在はそれぞれの地域課題を解決するための調整や，地域づくりの推進団体として活動。

会の運営費は，地区民が会費を負担しながら行っており，役員については，それぞれの地区で若干の違いがあるが，行政区長及び各種団体長で構成されている。

コミュニティ推進協議会

市内5箇所のコミュニティセンターが設置されている地域の行政区会，町内会の代表により構成。

コミュニティセンターの管理運営や，コミュニティセンターを核とした事業を展開。

運営費は主に使用料により行っている。

行政区会

市内157の行政区ごとに組織されており，旧町内においては町内会と重複して組織されているところもあるが，地区においては自治組織団体として活動している。

運営費については，住民の会費により行われており，一番末端の自治組織として，健康福祉，地域美化や衛生等の生活環境整備，地域づくりのイベントの開催など総合的に事業展開をおこなっている。

町内会

市内に55団体組織されており，活動内容としては行政区会と同じ。

自治組織育成に関する古川市の考え方

地域のコミュニティ活動は、市民統一清掃をはじめ、資源回収、運動会、祭りなど、古くから行われてきたが、都市化の急激な進展により、コミュニティが希薄な地域もみられるようになっている。

ふれあいと支えあいの中で、少子・高齢社会や災害時の対応など、住みなれた地域で安心して生活できるコミュニティの形成は、益々重要となってきている。

今後、地域自治を推進、確立していくためには、住民自らが地域課題を把握し、計画を策定、実施する住民主導の地域づくりの推進が重要であり、情報の提供や地域づくり研修会、講演会の開催による人材育成など、総合的な対応が必要である。

古川市においては、平成14年4月に地域振興課を設置し、地域づくりを推進しているところであり、計画的な地域づくりを推進するため、平成15年度期間限定の「古川市地域振興推進補助金」を設置、地域計画の策定に努めているところであり、平成16年度以降については、この計画にある事業を展開するための「仮称 まちづくり支援事業補助金」を検討している。

松山町における地域自治組織の現状

行政区と自治会

町内の行政区は現在29地区であります。そのほとんどが、自治会と重複して組織されていますが、2地区については、一つの行政区内に2つの自治会が組織されており、したがって、自治会の数は31団体となります。

自治会の運営経費は、住民の会費が大半を占めますが、納税組合の報奨金や駐車場の運営利益を繰り入れている等、会により特徴のある団体もあります。

活動は、ほぼ全会が「集会所」若しくは「公会堂」と呼ばれる集会施設を持っており、総会・役員会等の会議をはじめ、地区敬老会などを催し活動の拠点となっております。

事業としては全ての地区で行われているわけではありませんが

- ・地区敬老会 ・桜祭り ・夏祭り ・盆踊り ・灯籠流し ・芋煮会
- ・お盆バレー大会 ・パークゴルフ大会 ・グランドゴルフ大会
- ・相撲大会 ・カラオケ大会

など会により自主的に開催されております。

その他花壇の整備等の環境美化や家屋や下水側溝の消毒、自治会周辺の除草などの環境衛生の役割も担っています。

また、町内の施設めぐりのような研修活動を行っている会もあります。

公民館分館

町内には公民館は2つありますが、町民運動会や野球大会等の町主催の行事における選手の選出については、各地区の分館長が中心となって行っております。分館長は、先の行政区に1人ずつ置かれ、上記のほか、主に社会体育活動の中心的な役割を担っております。

行政とのかかわり

町からの自治会や分館に対する運営費補助の制度はありませんが、集会施設の建設の際や水洗化の改修の際には、規程に基づき補助金を交付しております。

三本木町における地域自治組織の現状

三本木町の自治組織（行政区）

イ）三本木町行政区設置規則に基づき、町行政事務の正確の能率化を図るとともに、町民の福祉向上に寄与するため、行政区を設置している。（27行政区）

ロ）各行政区に区長1名を置くこととし、推薦に基づき町長が委嘱している。
（任期は各行政区で取り決めしている任期とする）

ハ）行政区長は非常勤の特別職員とし報酬を支給している。
（平成15年度予算、平均539千円×27名＝14,553千円）

二）行政区長の任務は次のとおりとなっている。
行政事務の調査、資料の収集等に関すること。
行政事務の住民に対する周知連絡等に関すること。
区民からの役場に対する要望、陳情等の連絡に関すること。
諸行事への協力など
その他町行政事務執行に関し必要な事項

ホ）活動拠点助成（集会所建設補助）

行政区集会所等の新築、改築、増築に対する補助金交付（1,500万円限度）

行政区戸数35戸未満・・・建設事業費の4/5

〃 35戸以上・・・建設事業費の3/4

鹿島台町における地域自治組織の現状

鹿島台町の地域自治組織

- 1) 「鹿島台町行政区設置規程（平成元年規程第2号）」に基づき、32区域に行政区を設置している。
また、各行政区の中に行政組（163組）を組織している。
- 2) 行政区には行政区長、行政組には行政委員を、それぞれ住民の総意による推薦に基づき町長が委嘱している。
任期は、原則2年であり、再任は妨げない。
- 3) 行政区長及び行政委員は、非常勤特別職であり「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第10号）」に基づき、均等割と戸数割で算定した報酬を支給している。

平成14年度決算額 23,862千円

- 4) 各行政区には、「自治振興補助金交付要綱」に基づき、自治振興補助金を交付している。

平成14年度決算額 2,033千円

- 5) 行政区長・行政委員は、町と地域住民との連絡を担当し、明るい地域づくりと民主的行政の実現を図るものとして、その任務は次のとおりとなっている。

執行機関から住民に対する通達連絡又は周知に関すること。

調査報告に関すること。

地域住民からの要望、陳情、請願等の進達に関すること。

諸行事への協力

その他町行政事務執行に関し必要な事項

- 6) 各行政区（組）内の組織については、町は関与していない。
- 7) 鹿島台町の特徴としては、行政組（行政委員）が組織されていることである。町からの連絡・配付物等については、町から行政区長、行政区長から行政委員、行政委員から各世帯（個人）へと全域で統一された流れがあり、非常にスムーズに行われている。各行政区長・行政委員は、それぞれ町に対して極めて協力的であることも特徴と言える。

地域自治組織の現状（岩出山町）

地域自治組織

【岩出山町親交会連絡協議会】（岩出山地区）

旧岩出山地区の38親交会の代表者により構成している協議会であり、運営については、会費を徴収し自主運営している。親交会相互の親睦を図るとともに自主的に明るい住みよいまちづくりに貢献する目的で設置され、役員は、会長、副会長、運動会担当委員、盆踊担当委員、監事、庶務で構成される。総会、盆踊り大会、町民運動会、研修会等の事業を行なっている。

各地区親交会（38親交会 10世帯～140世帯）

各地区の自主運営の組織であり、会員の親睦、環境保全、福利向上を図るため、新年会、総会、観桜会、清掃作業、敬老会、各スポーツ大会等の事業を行なっている。役員は、会長、副会長、庶務、会計、監事、体育部長、婦人部長、班長等で構成されている。

【コミュニティ推進協議会】（池月・真山・上野目・西大崎地区）

昭和60年度に4地区毎にコミュニティ推進協議会が設立された。行政区毎（6～7行政区）の親和会の代表者、区長、社会教育推進員、PTA会長、子供会育成会会長、体育指導員、老人クラブ会長等で構成され、会費を徴収し自主運営している。協議会は地区内住民相互の親睦、福利向上を図ることを目的とし、役員は、会長、副会長、理事、監事、部長、副部長等で構成される。新年会、総会、運動会、夏まつり、交通安全指導、各スポーツ大会、清掃作業、花いっぱい運動等の事業を行なっている。

各親和会（40～200世帯 親交会と同様な活動内容）

【地域活動推進事業補助金】40千円×5団体＝200千円（平成15年度）

住民協働組織

【^{まち}地域づくりセンター（地区館）設置・運営等】

行政と住民のパートナーシップによる「地域づくり」。

社会教育機能に保健・福祉、産業振興的機能を持たせ、地域企業・団体総参加による「人づくり、地域おこし」を通して、まちづくりの推進を図る。

平成8年度から各小学校単位（5地区）に地区館を設置しコミュニティ組織等を支援している。行政主導ではなく地域住民主導の事業を基本としており、地区民から館長1名、他1名、町から職員1～2名で協働運営。

地域自治組織の現状（鳴子町）

町内会組織

【概要】

- ・全町で40組織。
 - 地区別
 - ・鳴子地区：14町内会(8行政区)
 - ・川渡地区：10町内会(11行政区)
 - ・中山地区：6町内会(2行政区)
 - ・鬼首地区：10町内会(10行政区)
- ・鬼首地区では、鬼首町内会長連絡協議会が鬼首地区の町内会長で組織されています。事業としては年に1から2回の勉強会及び懇親会を行っています。事務局は鬼首公民館で行っています。
- ・川渡地区では、川渡地域発展推進協議会が川渡地区の町内会長及び行政区長で組織されています。事業としては特に行っていません。事務局は川渡公民館で行っています。
- ・中山地区では、中山コミュニティ連絡協議会が中山地区の町内会で組織されています。事業としては、「盆踊り」や「地区民運動会」の開催、「コミュニティだよりの発行」を行っています。また、中山コミュニティ浴場の管理運営についても行っています。

鳴子町町内会長連絡協議会準備会について

現在、全町の町内会長連絡協議会を設立するために準備会を立ち上げました。この準備会は、中山、鳴子、川渡、鬼首の4地区から2名の準備委員を選出し、計8名で素案づくりをしています。事務局は、企画財政課です。

地域自治組織の現状（田尻町）

田尻町地域自治振興会

【概要】

- ・ 地域自治振興会は、条例にて定められた組織である。
- ・ 42行政区域を単位に住民の自発意思によって運営をする。
- ・ 各行政区域には区長を設け、地域自治振興会の会長を兼ねる（行政区長は、町と地域社会の住民との連絡の役割等を担う）。
- ・ 地域自治振興会には、会長、副会長のほか、社会衛生、防犯協力、納税、産業土木、文化、体育等地域に応じた部門があるが、その組織については、地域住民の意思による。

【交付金等】

地域自治振興会補助金 3,104千円

町民学校

町民学校は地域自治振興会の中に位置づけされる。

【目的】 地域（自治振興会）の生涯学習の推進

【活動】 地域の地域による、地域のための活動

(1) 全町的なもの（田尻町町民学校連絡協議会）

総会、研修会、町民駅伝大会、町民運動会（町民運動会のみ4年に1回）

(2) 町内3地区ごと（地区町町民学校連絡協議会）

[田尻地区町民学校連絡協議会]

スポーツ大会、ふれあいまつり、卓球大会

[沼部地区町民学校連絡協議会]

パークゴルフ大会、芸能まつり、ふれあい運動会

[大貫地区町民学校連絡協議会]

運動会、家庭バレーボール大会、町民学校まつり

(3) 各町民学校（地域町町民学校：42町民学校）

研修旅行

地域独自のスポーツ大会（運動会、お楽しみ会、パークゴルフ大会、卓球大会、スキー大会、登山、野球大会ほか）

文化行事（しめ縄づくり、法律講話、教育懇談会、こけし絵付け教室、交通安全講習会、コンサート、料理講習会、パンフラワー教室、つるクラフト講習会、日本舞踏講習会、パッチワーク講習会ほか）

高齢者対策行事（ミニデイサービス、お茶っこサロン、高齢者紅葉会、敬老会、観桜会、収穫祭、）

ボランティア行事（花いっぱい運動、ゴミ拾い、桜の枝切り）

祭り（夏祭り、秋祭り、園芸大会、盆踊り、供養祭、灯籠流し）

その他（総会、新年会）

【交付金等】

町民学校連絡協議会助成金 4,620千円

古川市地域自治組織の組織概要

古川		
行政区	自治会	コミュニティ協議会
上古川	諏訪上古川町内会	西部
諏訪西	諏訪西中区町内会	
諏訪中	諏訪東町内会	
諏訪東	千手寺親交会	
千手寺	畑中町内会	
畑中北	畑中町内会	
畑中南	横町町内会	
横町	二ノ構和泉会	
二ノ構	西館東新和会	
西館東	西館中新和会	
西館中	城西新和会	南部
城西	竹ノ内大江向新和会	
竹ノ内	三日町北町内会	
大江向	三日町新和会	
三日町北	南町北興和会	
三日町南	南町南町内会	
南町北	中島	
南町南	南新町南	
南新町	南新町中	
南新町	南新町北	
稲葉北	北稲葉町内会	中央
稲葉中	稲葉中町内会	
稲葉西	稲葉西区親交会	
稲葉南	稲葉南区町内会	
稲葉東一	祇園会	
稲葉東二		
稲葉東三	南町西親交会	
南町西	栄町親睦会	
栄町	新稲葉町内会	
新稲葉	米袋行政区	
米袋	荒川小金町町内会	
荒川小金丁	川友会	
川友	中里北親交会	
中里北	中里中親交会	
中里中	中里南親交会	
中里南第一	中里南親交会	
中里南第二	中里申和会	
中里南第三	中里五むつみ会	
駅前	駅前町内会	
台町	台町振興会	
東町	東興会	
十日町	十日町興和会	
浦町西	浦町西町内会	
浦町東	浦町東町内会	
北町南	北町南親和会	
北町中	北町中区町内会	
北町北一	北町北1区町内会	
北町北二	北町北5丁目町内会	
前田町	前田親交会	
七日町	七日町中央通振興組合	
駅南団地	駅南親和会	

荒雄			
行政区	自治会	コミュニティ協議会	振興協議会
小泉	小泉親交会	西部	荒雄地区
宮袋	宮袋振興会		
若葉	若葉町町内会		
福浦一	福浦区会	東部	
福浦二			
福浦三			
李埜西	李埜西神田行政区		
神田	李埜東行政区		
李埜東	養口沼行政区		
養口沼	馬寄親和会		
馬寄	鶴ヶ埜地区会		
鶴ヶ埜	江合本町	東部	
江合本町	江合親睦会		
江合寿町	江合親睦会		
江合錦町	福沼融和会	東部	
福沼一			
福沼二			
福沼三	福沼三		

長岡		
行政区	自治会	振興協議会
沢田上	沢田上区自治会	長岡地区
沢田下	沢田下区自治会	
荒谷第一	如月会	
荒谷第二	荒谷二区	
荒谷第三	荒谷三区	
荒谷第四	荒谷四区自治会	
長岡	長岡区自治振興会	
小野第一	朽木橋部落会	
小野第一	新田部落会	
小野第一	田沢部落会	
小野第二	小野第二区	
小野第三	小野第三区自治会	
小野第四	小野第四区自治会	
小野第五	小野第五区自治会	

志田			
行政区	自治会	振興協議会	コミュニティ協議会
塚目南	塚目南行政区	志田東部地区	志田東部
塚目北	石名坂親交会		
米倉	北原親和会		
米倉	米倉行政区		
西荒井上	西荒井上地区会		
西荒井北	西荒井北行政区		
西荒井南	西荒井南行政区	志田中部地区	
飯川上	飯川上区会		
飯川下	飯川下行政区		
上中目	上中目行政区		
洪井	洪井部落会		
新堀	新堀区		
西古川駅前	西古川駅前区会	西古川地区	
耳取	耳取区会		
柏崎	柏崎区会		
斎下	斎下区会		
保柳	保柳区会		
荒田目	荒田目部落会		
氷室	氷室区会		

富永		
行政区	自治会	振興協議会
休塚西	休塚西区	富永地区
休塚東	休塚東区	
狐塚	狐塚区	
馬放	馬放区	
長岡針	長岡針区	
富長西	富長西区	
富長東	富長東区	
淵尻	淵尻区	
上埜	上埜区	
馬柳	馬柳区	
下谷地	下谷地区	

清滝		
行政区	自治会	振興協議会
雨生沢	雨生沢区会	清滝地区
北宮沢表	北宮沢表行政区	
北宮沢裏	北宮沢裏行政区	
下清水沢	下清水沢行政区	
上清水沢	上清水沢部落会	
元清滝	元清滝行政区	

東大崎		
行政区	自治会	振興協議会
成田	成田区会	東大崎地区
三丁目	上三丁目区会	
向三丁目	下三丁目区会	
大崎北	名生新田部落会	
大崎北	名生館部落会	
大崎中	下伏見	
大崎中	南川原	
大崎南	土淵部落会	
大崎南	伏見要害部落会	
大崎南	伏見上代部落会	
新田西	夜鳥部落会	東大崎地区
新田西	堰端部落会	
新田中	上宿部落会	
新田中	川原前部落会	
新田東	要害部落会	
新田東	大丸部落会	
新田南	中宿部落会	
新田南	南橋部落会	
新田南	横走部落会	
大西	大西親和会	

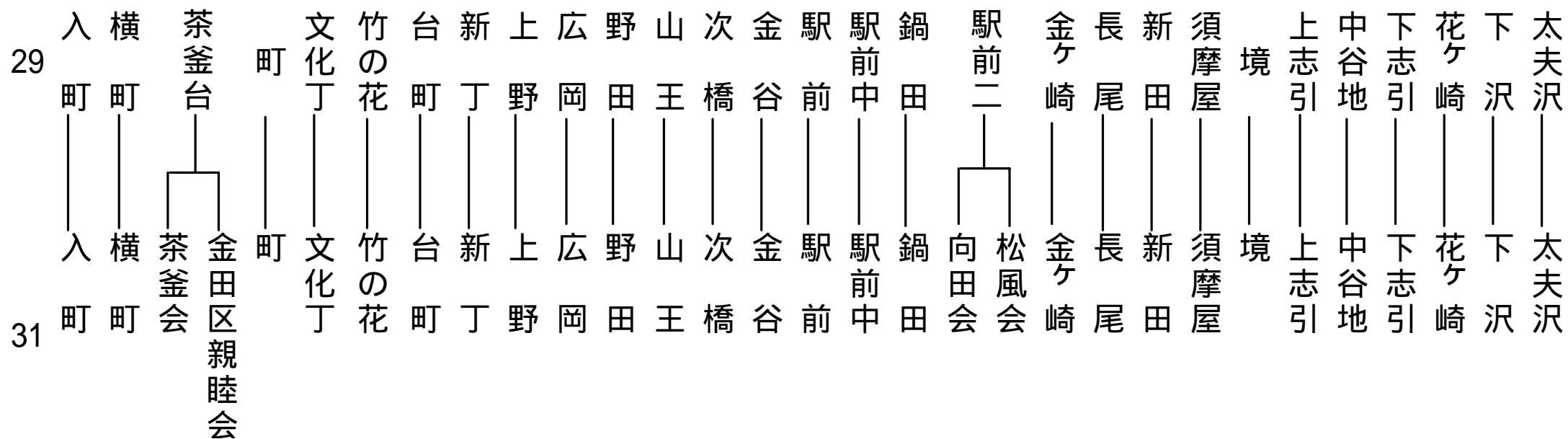
敷玉		
行政区	自治会	振興協議会
大幡	大幡区	敷玉地区
境野宮	境野宮区	
宮内	宮内部落会	
楡木	楡木部落会	
師山	師山部落会	
石森	石森地区会	
下中目一	下中目一自治会	
下中目二	下中目二区	
深沼	深沼行政区	
桑針	桑針部落会	
谷地中	谷地中部部落会	

宮沢		
行政区	自治会	振興協議会
小林下	小林部落会	宮沢地区
小林上	荒町部落会	
宮沢南	新田町部落会	
宮沢中	元町部落会	
宮沢中	西館部落会	
宮沢北	裏馬田町部落会	
宮沢北	長沢部落会	
宮沢北	長者原部落会	
宮沢北	城内部落会	
宮沢北	桜ノ目下区会	
桜ノ目下	桜ノ目上区会	
桜ノ目上	桜ノ目北区会	
桜ノ目北	川熊部落会	
川熊南	川熊部落会	
川熊北		

高倉		
行政区	自治会	振興協議会
矢目	矢ノ目集落会	高倉地区
北引田	北引田部落会	
南引田	南引田部落会	
堀込	堀込部落会	
猪狩	猪狩部落会	
堤根	堤根部落会	
中沢	中沢行政区	
新田	新田部落会	
柳原	柳原区会	
北谷地	北谷地部落会	

松山町地域自治組織的組織概要

行政区



自治会

松山幼稚園	
松山小学校	下伊場野小学校
松山中学校	

三本木町地域自治組織的組織概要

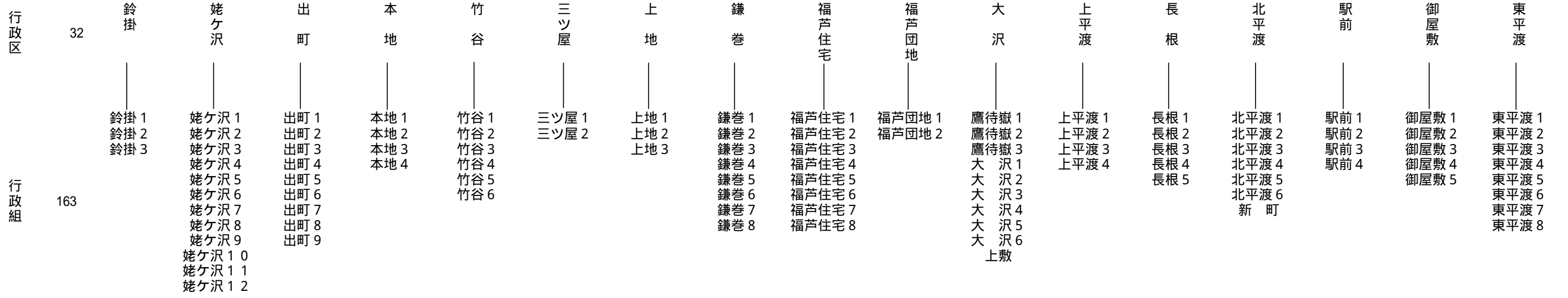
行政区

27 齊田 音無 坂本 蟻ヶ袋 伊賀 混内山 新町 南新町 南町 仲町 北町 南谷地 桑折 秋田 上伊場野 蒜袋 多田川 高柳 門梨 鉄砲町 川井 上沢 上沖 下沖 中谷地 上宿 下宿

三本木小学校

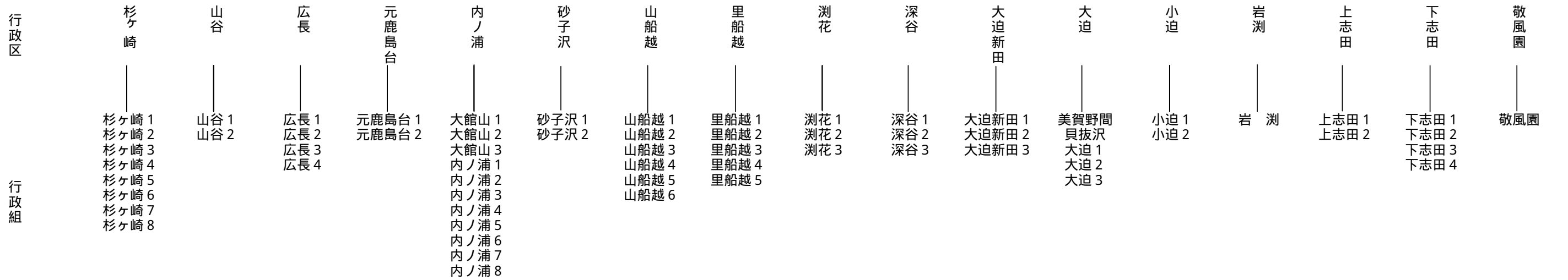
三本木中学校

鹿島台町地域自治組織の組織概要



鹿島台町第1小学校

鹿島台中学校



鹿島台第1小学校

鹿島台第1・第2小学校

鹿島台第2小学校

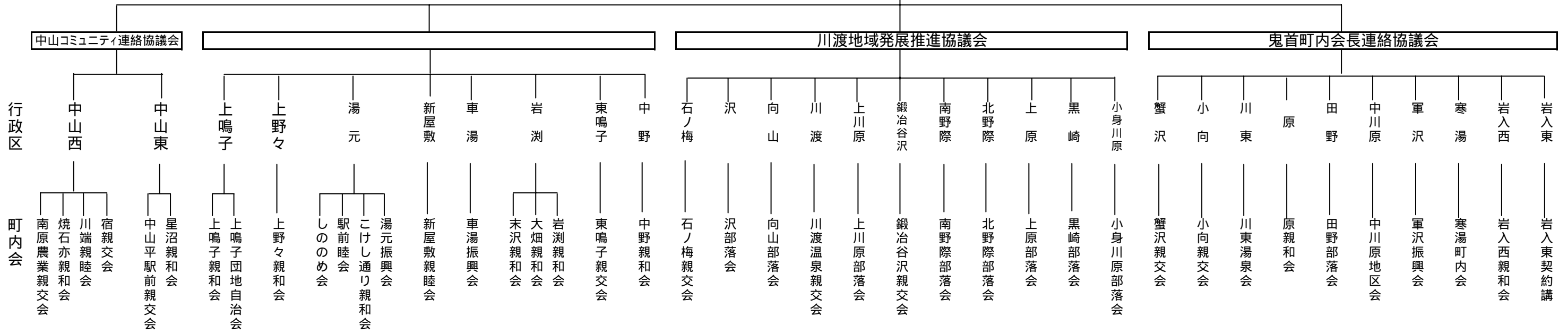
鹿島台中学校

岩出山町地域自治組織的組織概要

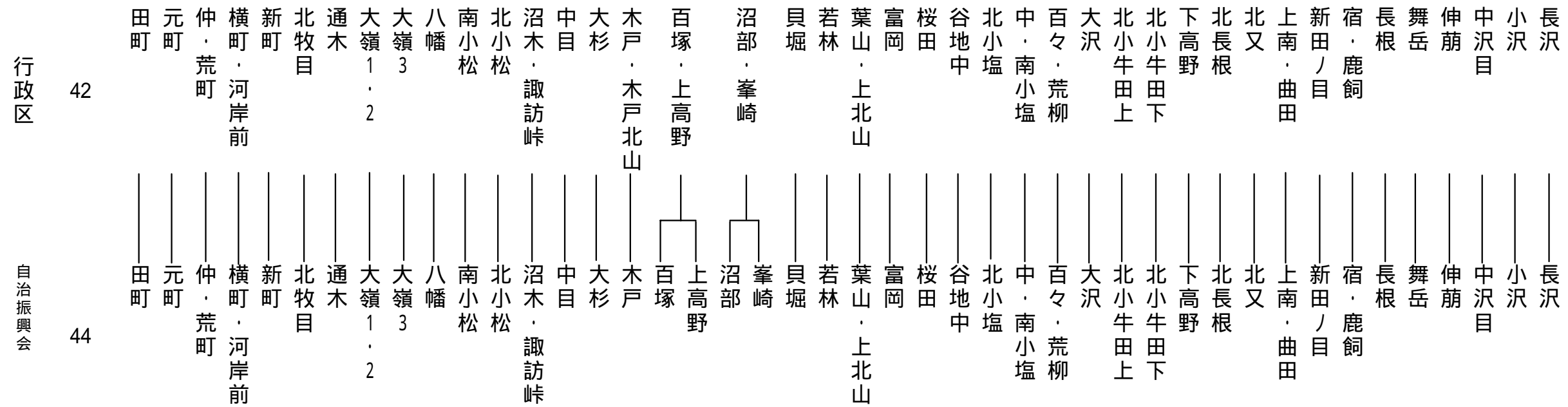


鳴子町地域自治組織の組織概要

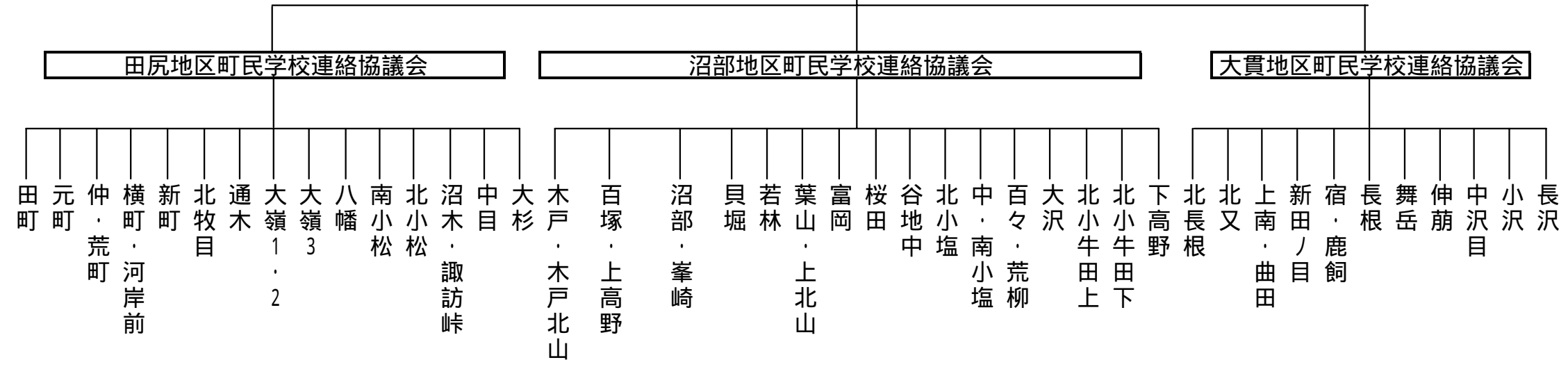
鳴子町町内会長連絡協議会(準備会) 平成16年度設立予定



田尻町地域自治組織の組織概要



田尻町町民学校連絡協議会



公立幼稚	3	田尻幼稚園	沼部幼稚園	大貫幼稚園
------	---	-------	-------	-------

小学校	3	田尻小学校	沼部小学校	大貫小学校
-----	---	-------	-------	-------

中学校	1	田尻中学校		
-----	---	-------	--	--

合併関連三法案関係資料

地方自治法及び合併特例法の改正法案にみる地域自治組織（比較表）……	1
市町村の合併の特例等に関する法律案 概要 ……	6
市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案 概要 ……	9
地方自治法の一部を改正する法律案 概要 ……	10
市町村の合併の特例等に関する法律案 要綱 ……	12
市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案 要綱 ……	28
地方自治法の一部を改正する法律案 要綱 ……	35
地域自治区に関する法案 ……	39

地方自治法及び合併特例法の改正法案にみる地域自治組織（比較表）

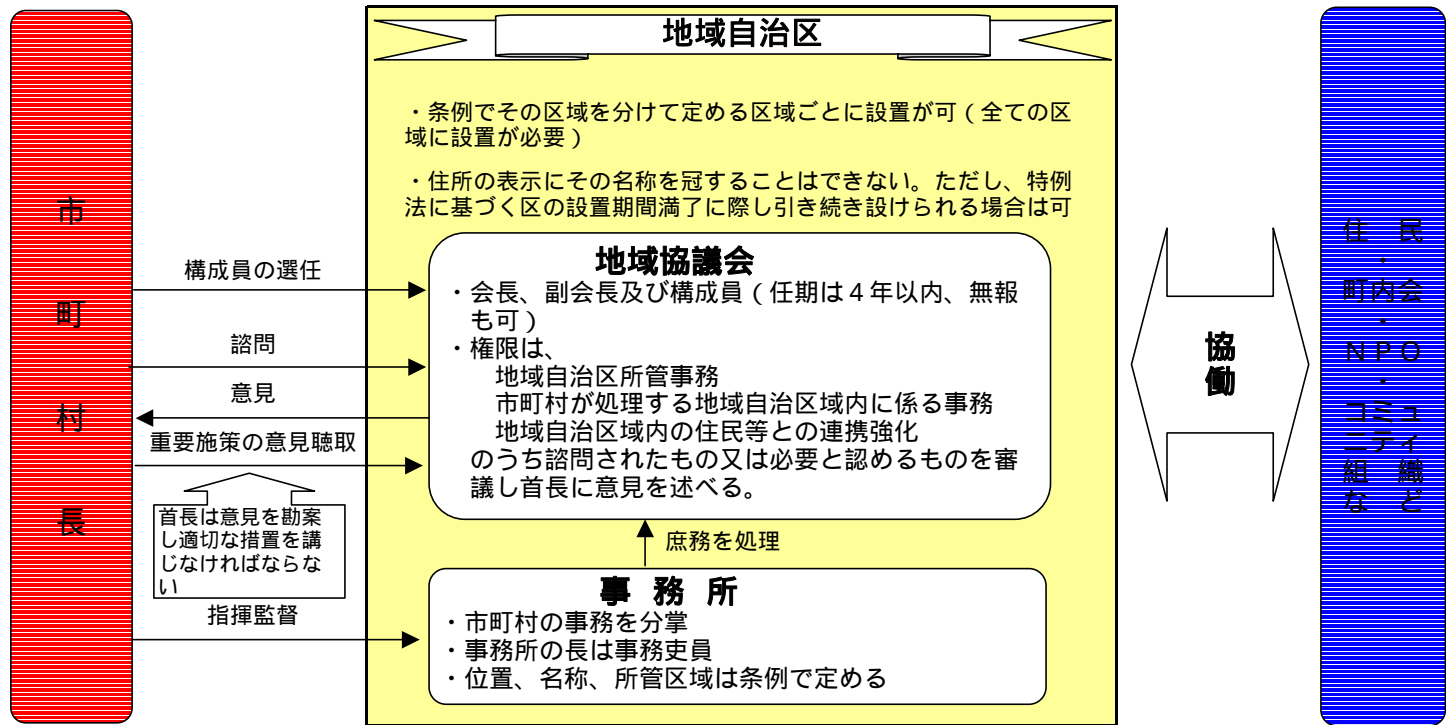
区 分	地 域 自 治 組 織		
	地域自治区		合併特例区
	一般制度	合併に際しての特例制度	
1. 根拠法令	地方自治法改正案	合併特例法改正案 H17.3.31 まで 新合併特例法案 H17.4.1 から	合併特例法改正案 H17.3.31 まで 新合併特例法案 H17.4.1 から
2. 設置要件	市は、市長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域住民の意見を反映させつつこれを処理するため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。	基本的には左記と同様であるが、新市の一部の区域に設けることができる等、下記に示す合併に伴う特例が講じられている。	新市は、合併後の一定期間、旧市町の区域であった地域住民の意見を反映しつつその地域を単位として一定の事務を処理することにより、当該事務の効果的な処理又は当該地域の住民の生活の利便性の向上等が図られ、もって新市の一体性の円滑な確立に資すると認められるときは、合併関係市町の協議により合併特例区を設けることができる。
3. 設置形態	法人格無し。	法人格無し。	法人格有り。（特別地方公共団体）
4. 設置区域	新市の区域を分けて設置（小学校・中学校、旧市町単位など）	旧市町村単位（2以上の旧市町で1区域を構成することも可）で、新市の全部又は一部の区域にも設置可。	旧市町村単位（2以上の旧市町で1区域を構成することも可）で、新市の全部又は一部の区域にも設置可。
5. 設置方法	条例で定める。	合併関係市町村（旧市町村）の協議で定め、各議会の議決が必要。	合併関係市町村（旧市町村）の協議で規約を定め、各議会の議決を経て、知事の認可が必要。
6. 設置期間	-	合併関係市町村（旧市町村）の協議で定める期間内。	合併関係市町村（旧市町村）の協議で定める期間内（5年以下）。
7. 組織及び運営（規約等）	地域協議会の構成員の定数その他の地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。	地方自治法改正案において条例で定める事項においては、合併関係市町村の協議により定めるものとなり、議会の議決を経た後、関係市町村は直ちにその内容を告示しなければならない。（変更は条例）	合併特例区の規約。 1 合併特例区の名称 2 合併特例区の区域 3 合併特例区の設置期間 4 合併特例区の処理する事務 5 公の施設の設置及び管理を行う場合にあっては、当該公の施設の名称及び所在地 6 合併特例区の事務所の位置 7 合併特例区の長の任期 8 合併特例区協議会の構成員の市長による選任及び解任の方法並びに任期 9 合併特例区協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法 10 合併特例協議会の組織及び運営に関する事項

区 分	地域自治区		合併特例区
	一般制度	合併に際しての特例制度	
8. 協議会等の設置	地域協議会の設置。	地域協議会の設置。	合併特例区協議会の設置。
9. 協議会等の権限	<p>1 下記に示す事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。</p> <p>(1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項</p> <p>(2) (1)のほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項</p> <p>(3) 市の事務処理に当たっての地域自治区住民との連携の強化に関する事項</p> <p>2 市長は、条例で定める市の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合は、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 市長その他の機関は、1及び2の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>1 同左。</p> <p>2 市長は、合併関係市町村の協議で定める市町村の施策に関する重要事項であって、地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合は、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 同左。</p>	<p>1 合併特例区が処理する事務及び地域振興等に関する施策の実施その他事務であって当該合併特例区の区域に係るものに関し、市長その他の機関若しくは合併特例区の長により諮問された事項又は必要と認める事項について審議し、市長その他の機関又は合併特例区の長に意見を述べるることができる。</p> <p>2 市長は、規約で定める新市の施策に関する重要事項であって合併特例区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 市長その他の機関又は合併特例区の長は、1又2の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。</p>
10. 協議会等の構成員の選任	地域内に住所を有する者から市長が選任。	同左。	地域内に住所を有する者で市議会議員の被選挙権を有するものうちから、規約で定める方法により市長が選任する。
11. 協議会等の構成員の任期	4年以内において条例で定める期間	4年以内において合併関係市町村(旧市町)の協議で定める。	2年以内において規約で定める期間
12. 協議会等の構成員の報酬	構成員には報酬を支給しないことができる。	同左。	同左。
13. 協議会等の会長及び副会長の設置	<p>1 会長及び副会長を置く。 (会長及び副会長の選任・解任の方法は、条例で定める。その任期は、構成員と同じ。)</p> <p>2 会長は、協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。</p>	<p>1 同左。 (会長及び副会長の選任・解任の方法は、合併関係市町村の協議で定める。その任期は、構成員と同じ。)</p> <p>2 同左。</p>	<p>1 同左。 会長及び副会長の選任・解任の方法は、規約で定める。</p> <p>2 会長は、協議会の事務を掌理し、合併特例区協議会を代表する。</p>
14. 事務所	設置する。(事務所の位置・名称・所管区域は、条例で定める)	設置する。(ただし、事務所の位置・名称・所管区域は、合併関係市町村(旧市町)の協議で定める。)	規約で定める。(規約は合併関係市町村(旧市町)の協議で定める。)

区 分	地域自治区		合併特例区
	一般制度	合併に際しての特例制度	
15．事務所の長	1 事務所の長は，事務吏員。	1 事務所の長は，事務吏員。 2 事務所の長に代えて区長を置くことができる。 3 区長は市長が選任（特別職） 4 区長の任期は2年以内(合併関係市町村(旧市町)の協議で定める期間)	1 合併特例区の長は，市長の被選挙権を有する者のうちから，市長が選任（特別職） 2 任期は2年以内において規約で定める。 3 合併特例区の長は，助役・支所長・出張所長と兼ねることができる。 4 合併特例区の長は，合併特例区を代表し，その事務を総理する。 5 合併特例区の長は，当該区の職員を指揮監督する。 6 合併特例区の長は，その権限に属する事務に関し，合併特例区規則を制定することができる。
16．職員	市からの派遣又は兼務。	同左。	市の職員のうちから，市長の同意を得て合併特例区の長が命ずる。
17．行政サービス	住民に身近な市町村事務を分掌。	住民に身近な市町村事務を分掌。	1 法令により処理が義務付けられていない地域共同的事務で規約で定める事務を処理。 2 法令により新市が処理することが義務付けられている事務を処理することも可能。
18．財源	市が必要な予算を確保。	同左。	1 予算を作成（市からの移転財源）（補正予算・暫定予算を作成することができる） 2 会計事務は合併特例区の長が行う。 3 決算を調整し，市の監査委員の審査に付さなければならない。 4 課税権と地方債発行権限無し。
19．公の施設	-	-	1 規約で定める公の施設を設けることができる。 2 公の施設の管理に関する事項は，合併特例区規則で定めなければならない。
20．財産の処分等	-	-	市長の承認を受けるなど制限有り。
21．監査	-	-	毎会計年度少なくとも1回以上。
22．解散	-	設置期間満了により解散。	1 設置期間満了により解散。 2 市町村の廃置分合又は境界変更があった場合に解散。
23．規則の制定	-	-	法令，条例又は規約に違反しない限りにおいて，合併特例区規則を制定することができる。
24．住所の表示	-	住所の表示には，地域自治区の名称を冠する。（区のほか，町，村と称することも可能）	住所の表示には，合併特例区の名称を冠する。（区のほか，町，村と称することも可能）

地域自治組織(地域自治区・合併特例区)制度

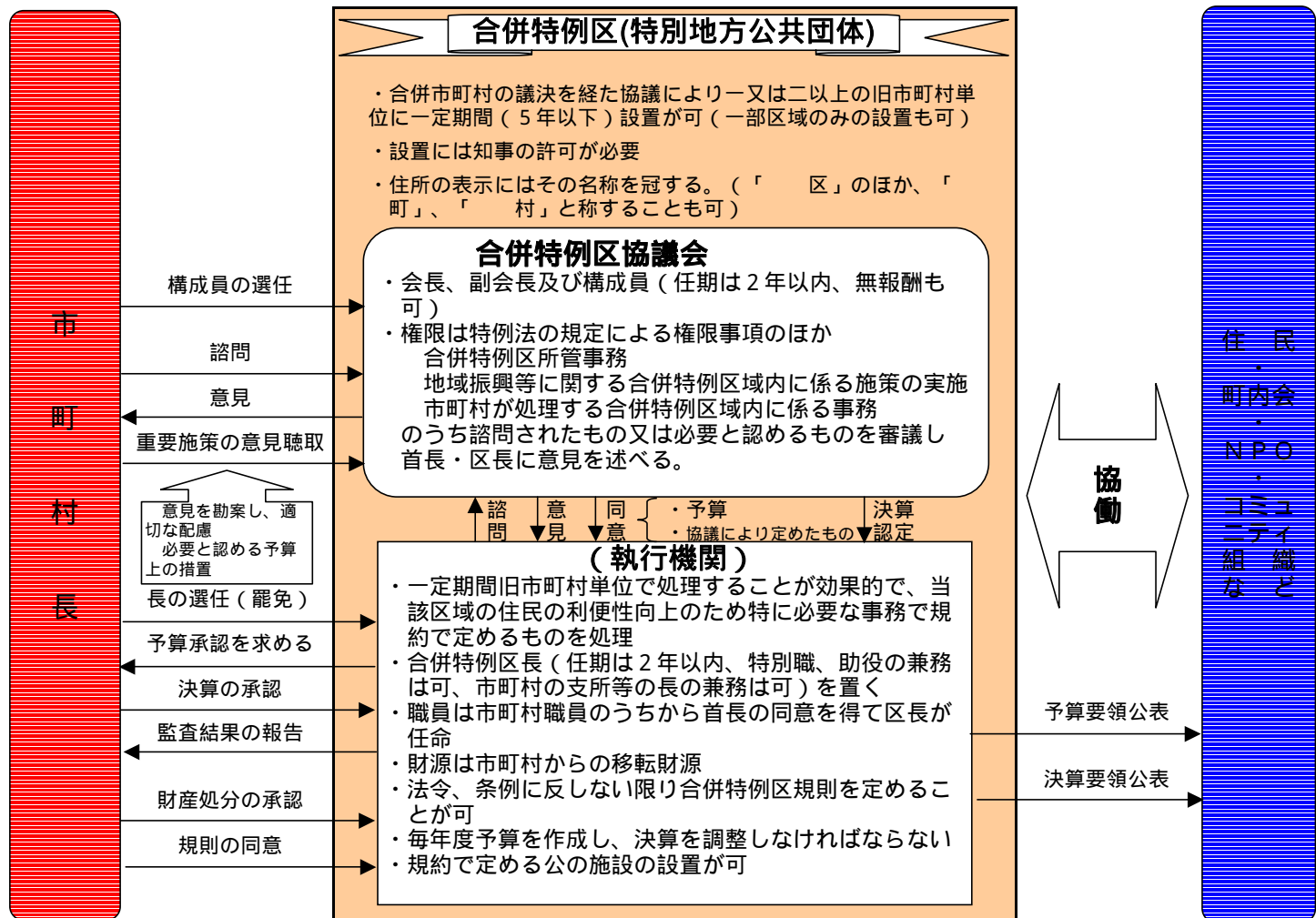
地域自治区(法人格を有しない)について



特例法による特例について

区の設定: 合併市町村の議決を経た協議により一又は二以上の旧市町村単位に一定期間設置が可(一部地域のみを設置も可)
 住所の表示: 住所の表示にはその名称を冠する。(「区」のほか、「町」、「村」と称することも可)
 区長: 事務所の長に代えて区長(任期は2年以内、特別職、助役の兼務は不可)を置くことが可
 位置、名称、所管区域: 協議で定める

合併特例区(法人格を有する)について



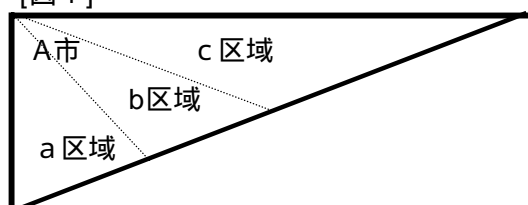
地域自治区

原則(地方自治法第202条の4)

市町村の区域を分けて定める地域ごとに地域自治区を設け、事務所を置くことができる。

～設置自体は任意だが、執行機関としての位置づけなどに鑑み、市町村の全エリアに設置することを想定している。

[図1]



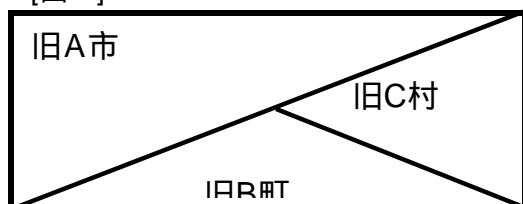
A市をa、b、cの3つの区域に分けて地域自治区を設置できるが、c区域だけには設置しないということはいくつかできない。

合併に係る設置手続等の特例(新法第23条)

市町村の合併に際しては、合併市町村の区域の一部の区域に、一又は二以上の合併関係市町村の区域であった区域をその区域とする地域自治区を設けることができる。

～市町村の合併に際しては、地方自治法の例外として、合併後の市町村の一部の区域についてのみ地域自治区を設置することを認めている。

[図2]



旧A市、旧B町、旧C村の合併に際し、旧A市、旧C村にのみ地域自治区を設けることができる(旧A市、旧C村それぞれに設置することも、併せて1カ所に設置することも可能)。また、この場合、旧B町に地方自治法上の地域自治区を設置することも可能

合併特例区(新法第26条、第56条)

市町村の合併に際しては、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、一又は二以上の合併関係市町村の区域であった区域をその区域とする合併特例区を設けることができる。

旧A市、旧B町、旧C村の合併に際し、その全部又は一部に合併特例区、地域自治区を設けることができる(それぞれに設置することも、2カ所以上を併せて設置することも可能)。なお、合併後の新市に地方自治法上の地域自治区を設置する場合、合併特例区を設定している区域(例えば旧C村)には、地域自治区を設置しないことができる([図2]参照)。

地域自治区に関する法案

地方自治法の一部を改正する法律案

(地域自治区の設置)

第百二条の四 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。

2 地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。

3 地域自治区の事務所の長は、事務吏員をもつて充てる。

4 第四条第一項の規定は第二項の地域自治区の事務所の位置及び所管区域について、第七十五条第一項の規定は前項の事務所の長について準用する。

(地域協議会の設置及び構成員)

第百二条の五 地域自治区に、地域協議会を置く。

2 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。

3 市町村長は、前項の規定による地域協議会の構成員の選任に当たっては、地域協議会の構成員の構成が、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

4 地域協議会の構成員の任期は、四年以内において条例で定める期間とする。

5 第百二条第一項の規定にかかわらず、地域協議会の構成員には報酬を支給しないことができる。

(地域協議会の会長及び副会長)

第百二条の六 地域協議会に、会長及び副会長を置く。

2 地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、条例で定める。

3 地域協議会の会長及び副会長の任期は、地域協議会の構成員の任期による。

4 地域協議会の会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。

5 地域協議会の副会長は、地域協議会の会長に事故があるとき又は地域協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(地域協議会の権限)

第百二条の七 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができ、

一 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項

三 市町村の事務処理に当たつての地域自治区の区域内に住所を有する者の連携の強化に関する事項

2 市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であつて地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

3 市町村長その他の市町村の機関は、前二項の意見を助案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(地域協議会の組織及び運営)

第百二条の八 この法律に定めるもののほか、地域協議会の構成員の定数その他の地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(政令への委任)

第百二条の九 この法律に規定するものを除くほか、地域自治区に関し必要な事項は、政令で定める。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

(地域自治区の設置手続等の特例)

第百九条の五 市町村の合併に際しては、地方自治法第百三十一条の四第一項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議で定める期間に限り、合併市町村の区域の一部の区域に、一又は一以上の合併関係市町村の区域であつた区域をその区域とする同項に規定する地域自治区(以下「合併関係市町村の区域」という。)を設けることができる。

2 市町村の合併に際し、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、合併関係市町村の区域による地域自治区を設ける場合においては、地方自治法第百二一条の四から第百三十一条の八までの規定により条例で定めるものとされている事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前二項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第一項及び第二項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

(地域自治区の区長)

第百九条の六 市町村の合併に際して設ける合併関係市町村の区域による地域自治区(以下「合併に係る地域自治区」という。)(において、当該合併に係る地域自治区の区域における事務を効果的に処理するため特に必要があると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併に係る地域自治区の事務所の長に代えて区長を置くことができる。

2 区長は、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、合併市町村の長が選任する。

3 区長の任期は、二年以内において合併関係市町村の協議で定める期間とする。

4 第一項及び前項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

5 合併市町村は、第一項及び第三項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

6 次の各号のいずれかに該当する者は、区長となることができない。

一 成年被後見人若しくは被保護人又は破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

7 合併市町村の長は、区長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められる場合その他区長がその職に必要な適格性を欠くと認める場合には、これを罷免することができる。

8 合併市町村の長は、区長に職務上の義務違反その他区長たるに適しない非行があると認める場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

9 区長は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免され、又は懲戒処分を受けることがない。

10 区長は、第六項各号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失つ。

11 合併に係る地域自治区の事務所の職員のうち区長があらかじめ指定する者は、区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、その職務を代理する。

12 区長は、合併市町村の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、合併市町村の長その他の機関及び合併に係る地域自治区の区域内の公共的団体等との緊密な連携を図りつつ、担任する事務を処理するものとする。

13 地方自治法第百六十五条第二項及び第百七十五条第二項並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第二十四条の規定は、区長について準用する。この場合において、地方自治法第百六十五条第二項中「副知事又は助役」とあるのは「区長(市町村の合併の特例に関する法律第五条の六第一項に規定する区長をいづ。以下同じ。)」と、「普通地方公共団体の長」とあるのは「合併市町村(同法第一条第一項に規定する合併市町村をいづ。以下同じ。)」の長」と、「普通地方公共団体の長の」とあるのは「合併市町村の長の」と、「同法第百七十五条第一項中「前項に規定する機関の長」とあるのは「区長」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併市町村」と読み替へるものとする。

14 第一項に規定する区長の職は、地方公務員法第三条の特別職とする。

(住居表示に関する特例)

第百九条の七 合併に係る地域自治区の区域における住居表示に関する法律(昭和二十七年法律第百十九号)第一条に規定する住居を表示するには、同条に定めるもののほか、当該合併に係る地域自治区の名称を冠するものとする。第五条の五第一項の規定により設けられた合併に係る地域自治区と同項に規定する期間の満了に際し、当該合併に係る地域自治区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治区の区域における同法第一条に規定する住居の表示についても、同様とする。